

■申請時の注意点

①営農以外で使用できる物品には必ず用途を記載（事業1～5）

領収書・申請書などの余白に用途を記載してください（用途の記載のないものについては補助対象とはなりません。）

例：袋、テープ…出荷用、軍手…農作業用、ハサミ…剪定・収穫用、バッテリー…トラクター用

②園芸用施設（事業4）の定義

農作物の栽培に用いる施設を対象としています。農作物や農機具の保存のための倉庫などは対象外です。

③農業機械（事業4）の定義

動力（ガソリン、軽油、電気（電池）など）のある機械を対象としています。また、農業用の機械に限ります。

※農薬の噴霧器のうち電動式の場合は農業機械（事業4）、人力のものは生産資材（事業1）として申請してください。

※農産物を運ぶためであっても一般的な電動自転車などは対象外です。

④農業機械の修繕・メンテナンス（事業4）の定義

修繕・メンテナンスの対象となる部品は農業機械に取り付けるものに限りします。

※充電機やバッテリーの電圧チェッカー（電池チェッカー）などメンテナンスに用いる用具は対象外です。ただし、農業機械のメンテナンス業務一環として充電機やバッテリーの状況を農業機械メーカーが確認する場合は対象となります。

④農業体験・学習支援事業（事業7）の根拠資料

定員または参加者が10人以上である講座・イベントを対象にしていますので、チラシや写真など人数が確認できる資料を添付してください。

例：定員が10人以上であることを示す場合

人数などの記載のあるチラシや学校・幼稚園・保育園などからの依頼文などを添付

例：参加者が10人以上であることを示す場合

チラシや学校・幼稚園・保育園などからの依頼文などと併せて、10人以上が参加していることがわかる写真を添付

④農業体験・学習支援事業（事業7）の講座・イベントの数え方

同様のイベントであっても、実施日・対象となる幼稚園などが異なる場合は、区別し、行を分けて記入する必要があります。また、同一日に複数回の講座・イベントを行う場合には、説明などを行うグループが異なる場合には、別の講座・イベントとして区別してください。

例：幼稚園向けの「いも掘り体験」を午前と午後の2つのグループに分けて実施した場合

2回実施したとして申請

※午前・午後に分けて実施することがわかる根拠資料の添付が必要です。

⑤支払日・補助対象期間の定義（事業1～6）

申請様式に記載する「支払日」については、原則として「領収書の発行日」とし、領収書の発行日が補助対象期間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に含まれているものを申請してください。

※クレジットカード払いの場合は、「用品の購入日（領収書の発行日）」と「口座からの引き落とし日」が異なることとなりますが、申請様式には領収書の発行日を記載してください。

例：令和7年12月20日にクレジットカードで用品を購入し、レシートには令和7年12月20日と記載があり、クレジットカードの引き落とし日が令和8年1月20日だった場合には、「支払日」を令和7年12月20日とし、令和7年度の事業として交付金申請を行ってください。

JAから発行される書類を用いる場合の注意

●「購買取引明細表（兼）集計表（税務申告用）」を使用する場合

・申請書（様式第2号-1）に記載する「支払日」は「取引日」の日付を記入してください。

※ネット購買で購入した物品についても「購買取引明細表（兼）集計表（税務申告用）」に記載されません。

●「JA 購買代金請求明細書」を使用する場合

・申請書（様式第2号-1）に記載する「支払日」は「ご利用日」の日付を記入してください。

※ただし、キャンペーンの対象となっている物品など（農薬など回覧への記名などで発注するもの）については、「ご利用日」の欄に「商品の受取期限」が記載されることになっています。そのため、キャンペーンの対象となっている物品などは、実際の受取日を個別に把握していただく、「購買取引明細表（兼）集計表（税務申告用）」を取り寄せていただく、またはJA 兵庫六甲に直接お尋ねください。

●その他 窓口で現金で物品を購入した場合など

・JAの窓口で現金で物品を購入した場合には記録が残らない場合がありますので、領収書を保管するとともに、申請時には添付をお願いいたします。

■よくあるお問い合わせ

【問】ホームセンターで資材を購入する際にポイントを使用して購入しました。ポイントは補助対象事業費に含まれますか。

【答】補助対象事業費に含まれません（要綱第3条）。

※例えば、3,000円の資材を購入する際に、500円分のポイントを使用し、2,500円を現金で支払う場合には、補助対象事業費は2,500円となります。

【問】ビニールハウス、令和7年12月20日に完成しましたが、請求書の日付は令和8年1月10日でした。この場合の補助金の申請はいつですか。

【答】領収書の日付で判断してください。今回のケースであれば、請求書に基づき支払いが行われた後に領収書が発行されると考えられますので、令和8年度の事業として申請してください（要綱第3条）。

※請求書に基づき支払いが行われた際に発行される領収書の日付で判断をしてください。領収書の日付が令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間に含まれる場合には、令和7年度事業として申請し、令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間に含まれる場合は令和8年度事業として申請してください。

【問】国や県から補助金を受けている場合には、市からの補助金は受け取れますか。

【答】受け取れますが、国・県からの補助金を除いた額を申請してください（要綱第3条）。なお、申請時には国・県から補助金を受け取っていることが分かる資料（交付決定書など）も併せて提出してください。

※国・県の補助金以外の補助金と併用できるかどうかは十分に確認してください。

※例えば、300万円でビニールハウスを設置し、県から100万円の補助金を受けている場合には、自己負担額である200万円（300万円－100万円＝200万円）が補助対象事業費となります。

【問】親子で農業を営んでおり、それぞれの名義で資材を購入していますが、補助を受けられるのは申請者だけでしょうか。

【答】補助は1世帯あたり1人が申請できますので、同一世帯内の家族が資材を購入した場合には一括で申請してください（要綱第4条）。なお、補助上限額についても1世帯ごとに設定しています（別表第1 備考）

※同一世帯であれば、領収書の名義が親・子のものが混在していても問題ありません。

※親・子が要した費用であったとしても、補助上限額が2倍になることはありません。

【問】 補助金については税務署にどのように申告すればよいか。

【答】 補助金の交付（振り込み）は3月末頃になりますので、翌年の確定申告時に農業所得のうち「雑収入」として申告してください。

※令和7年度事業については、令和8年3月末頃に交付（振り込み）予定ですので、令和8年分の雑収入として申告してください。

※詳細については税務署にお問い合わせください。

(R7.4.1 現在)